

判決年月日	平成 2 5 年 1 2 月 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10019号		
○名称を「食品及び飼料サプリメントとその使用」とする発明について、引用発明及び周知技術から容易想到であるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、容易想到性の判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

本件は、原告らが、特許庁に対し、名称を「食品及び飼料サプリメントとその使用」とする発明（本願発明）について特許出願をしたところ、拒絶査定を受け、これに対して不服の審判を請求し、併せて本件補正により特許請求の範囲を補正したが（本願補正発明）、不成立審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

本件審決の理由は、本願補正発明は、引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 2 9 条 2 項の規定により、特許出願の際独立して特許を受けることができないものであって、本件補正は、平成 1 8 年法律第 5 5 号による改正前の特許法 1 7 条の 2 第 5 項において準用する同法 1 2 6 条 5 項の規定に適合しておらず、同法 1 5 9 条 1 項の規定において読み替えて準用する同法 5 3 条 1 項の規定により却下すべきものである、②本件補正前の本願発明は、引用発明及び本願優先日前の周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができない、というものである。

本判決は、大要、(1)引用発明におけるサプリメントの乾燥重量 1 g 当たり 1 . 7 7 m g であるビタミン B₆、B₉及び B₁₂の量を、本願補正発明におけるビタミン B₆、B₉及び B₁₂の量であるサプリメントの乾燥重量 1 g 当たり 1 0 ～ 5 0 m g の範囲内とすること、並びに(2)引用発明におけるサプリメント中の純カルボン酸の含有量の乾燥重量 1 g 当たり 8 0 0 0 μ g / g のビタミン B₁₂の量を、本願補正発明におけるビタミン B₁₂の量であるサプリメント中の純カルボン酸の含有量の乾燥重量 1 g 当たり 1 ～ 1 5 0 0 μ g の範囲内とすることは、いずれも設計事項の範囲であるとはいえず、当業者において適宜なし得たということとはできないとして、審決には容易想到性の判断に誤りがあるとして、これを取り消した。